

地方議会における議長の任期について

議会改革度調査2025
設問31 『議長の任期について』 より

1. 総括コメント

**議長任期は、単なる「何年務めるか」という問題ではない。
それは、地方議会を二元代表制の一翼として「地域の未来にどこまで責任を負う機関
と位置付けるのか」という議会の存在意義そのものを問うテーマである。**

地方自治法では『議長の任期は議員の任期と同じ4年』と定められている。
しかし、全国では慣例等により1年または2年で交代する議会が多く、4年任期を維持している議会は約3割にとどまる。

一方で、4年任期の議会は全国に均等に分布しているわけではなく、北海道・東北地方を中心に数多く見られ、地域によって大きな違いがあることがわかる。
この傾向は、他で分析した『議長選挙の実施状況』とも共通しており、北海道・東北地方では、議長選挙の透明性を確保しながら、選ばれた議長が4年間にわたり議会を代表するという議会文化が形成されている可能性がある。

一方、他地域では、会派間の慣例や輪番制などを背景として、短期間で交代する運用が定着している議会も少なくないと推察される。

地方自治は、首長を代表とする執行機関と、議長を代表とする議会とが、それぞれ独立した立場で地域の意思決定を担う二元代表制を基本としている。
首長には4年間の任期が保障され、その期間を通じて政策を実行し責任を負う一方で、議会の代表である議長が短期間で交代する運用では、議会改革や住民との信頼関係の構築、執行機関との継続的な政策議論など、長期的なリーダーシップを発揮しにくいという側面も考えられる。

もちろん、短期交代には権力の固定化を防ぐことや、多くの議員が議長経験を積めるという利点もある。
しかし、その議論は主として議会内部の運営に関するものである。
二元代表制の理念に立ち返れば、より重要なのは、**議会という機関が地域の未来に対して継続的な責任を果たせる体制になっているか**という視点ではないだろうか。

「議長の任期は何年が適切か」という運用上の問題にとどまらず、**議長を議会の代表としてどのような役割を期待するのか、そして二元代表制のもとで議会がどのように責任を果たしていくべきかを改めて問い直す契機**となれば幸いである。

(再掲) 問30「議長選挙」で掲載した内容

2. 地方自治法に定められている地方議会の議長の権限と選び方から議長の役割について考える

地方議会の役割は？その権限は？（地方自治法より）

第六章 議会 第一節 組織

第八十九条 普通地方公共団体に、その**議事機関**として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該**普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。**

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、**普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。**

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を**議決しなければならない。**

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

（その他、「権限」については第97条～100条の2を参照）

重要な意思決定をする議会の長である議長とは？

第四節 議長及び副議長

第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

② **議長及び副議長の任期は、議員の任期**による。

第百四条 普通地方公共団体の議会の**議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。**

第百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする 訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第百七条 第百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

地方自治法
第89条～108条
より

議長とは「議会という民主主義を機能させる機関の最高責任者」である

地方議会は、第89条において、住民から直接選挙で選ばれた議員によって構成される「議事機関」と位置付けられている。そして、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定をはじめ、自治体経営の根幹に関わる重要事項を議決するとともに、行政に対する検査や調査などの権限を行使する、地域における最も重要な意思決定機関である。このように地方議会は、住民の代表機関として地域の未来を左右する重要な判断を担い、その一つひとつの議決には住民生活や地域の将来に対する大きな責任が伴う。

その**議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する責任を負うのが議長**である。

しかし、この条文が意味するところは、**単に会議を円滑に進行する「司会者」という役割ではない**。議長は、**議員一人ひとりが自由かつ十分に議論を尽くし、公正で適正な手続のもとで議会としての意思決定が行われるよう、議会全体を統括する責任者**である。議会がその権限を適切に行使し、住民から負託された使命を果たせるよう導くことこそ、議長の本来の責務である。

また、議長は**議会を対外的に代表する存在**でもある。その**言動や判断は議会全体への信頼に直結する**。だからこそ、**公平・公正な立場を堅持するとともに、議会の品位を保持し、円滑な議会運営を実現する高い見識、調整力、そして強い責任感**が求められる。

さらに近年では、議長に期待される役割は議事運営にとどまらない。議会改革の推進、委員会活動の活性化、議会事務局との連携、議員間の合意形成、人材育成、さらには住民との対話の充実など、**議会という組織そのものの機能を高めるリーダーシップ**が強く求められている。

議長とは、単なる「議会の代表者」でも「議事進行役」でもない。住民から負託された議会が、その権限を最大限に発揮し、地域の未来に責任ある意思決定を行うことができるよう、**議会という民主的意思決定機関全体を機能させる最高責任者**である。

3. 全国の地方議会の議長任期について（『議会改革度調査』2025より）

設問31 議長の任期について該当するものはありますか？（2025年末時点）

回答項目	全体 (%)	村 (団体数)	町 (団体数)	市 (団体数)	23区 (団体数)	都道府県 (団体数)
議長は任期を4年務める	27.7%	45	235	99	0	5
議長は申し合わせにより1年で交代する	11.3%	3	16	133	1	3
議長は申し合わせにより2年で交代する	44.8%	41	203	372	5	9
該当するものはない	16.0%	8	21	145	17	30

(n = 1376)

議長任期4年間としている議会（2025年末時点）

北海道	夕張市	留萌市	美唄市	紋別市	名寄市	三笠市	根室市	滝川市	砂川市	深川市	富良野市	北広島市	当別町	松前町	福島町	木古内町	鹿部町
	森町	八雲町	長万部町	江差町	上ノ国町	奥尻町	今金町	島牧村	寿都町	黒松内町	蘭越町	二セコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	岩内町	泊村
	古平町	仁木町	余市町	南幌町	奈井江町	上砂川町	由仁町	長沼町	栗山町	月形町	浦臼町	新十津川町	妹背牛町	秩父別町	雨竜町	北竜町	沼田町
	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村	和寒町	下川町	美深町	音威子府村	
	中川町	小平町	苫前町	羽幌町	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	礼文町	利尻町	利尻富士町	津別町	清里町	小清水町	訓子府町	遠軽町
	湧別町	滝上町	興部町	雄武町	大空町	豊浦町	壮瞥町	安平町	むかわ町	日高町	平取町	えりも町	新ひだか町	音更町	鹿追町	新得町	清水町
	芽室町	更別村	大樹町	広尾町	幕別町	池田町	豊頃町	本別町	陸別町	浦幌町	釧路町	北海道	白糠町	別海町	中標津町	標津町	羅臼町

青森県 青森市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 つがる市 平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町 深浦町 藤崎町 大鰐町 鶴田町 中泊町 野辺地町
六戸町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町 大間町 東通村 佐井村 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村

岩手県 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 八幡平市 奥州市 滝沢市 雫石町 岩手町 紫波町 矢巾町 金ヶ崎町
平泉町 大槌町 山田町 田野畑村 軽米町 野田村 九戸村 洋野町

宮城県 角田市 岩沼市 登米市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大衡村 涌谷町
美里町 女川町

秋田県 男鹿市 鹿角市 潟上市 北秋田市 にかほ市 八峰町 五城目町 大潟村 美郷町 羽後町 東成瀬村

山形県 中山町 河北町 小国町 白鷹町 三川町 庄内町

福島県 福島県 いわき市 二本松市 伊達市 川俣町 大玉村 天栄村 北塩原村 西会津町 磐梯町 三島町 金山町 棚倉町 塙町 平田村 小野町 富岡町
大熊町 双葉町 新地町

議長任期4年間としている議会（2025年末時点）

茨城県 古河市 鹿嶋市 坂東市 行方市

群馬県 榛東村

埼玉県 ふじみ野市

千葉県 船橋市 茂原市 富津市 栄町 長柄町 長南町 御宿町

東京都 利島村 新島村 神津島村 三宅村 八丈町

新潟県 五泉市 阿賀野市 弥彦村 阿賀町 湯沢町 刈羽村

福井県 敦賀市

山梨県 南アルプス市 山中湖村

長野県 南木曽町

岐阜県 中津川市

三重県 度会町

兵庫県 赤穂市

奈良県 大和郡山市 五條市

和歌山県 和歌山県 和歌山市 新宮市

議長任期4年間としている議会（2025年末時点）

鳥取県 大山町 南部町 日南町 日野町 江府町

島根県 島根県 浜田市 江津市 津和野町

岡山県 西粟倉村

広島県 尾道市 海田町 熊野町 坂町 世羅町

山口県 山陽小野田市 周防大島町 平生町

徳島県 牟岐町

香川県 さぬき市 小豆島町

愛媛県 新居浜市

高知県 いの町

福岡県 福岡県 福岡市 直方市 中間市 小郡市 春日市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 宮若市 糸島市 那珂川市 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町
久山町 粕屋町 遠賀町 鞍手町 東峰村 広川町 香春町 添田町 糸田町 赤村 福智町 苅田町

佐賀県 唐津市 伊万里市 嬉野市 上峰町 玄海町 有田町 大町町 太良町

長崎県 長崎市 島原市 五島市 雲仙市 南島原市 長与町 川棚町 波佐見町 小値賀町 新上五島町

議長任期4年間としている議会（2025年末時点）

熊本県	人吉市 湯前町	山鹿市 水上村	菊池市 五木村	合志市 苓北町	玉東町	長洲町	和水町	大津町	小国町	南阿蘇村	嘉島町	甲佐町	山都町	芦北町	津奈木町	錦町	多良木町
鹿児島県	十島村	さつま町	錦江町	中種子町	宇検村	瀬戸内町	喜界町	和泊町	与論町								
沖縄県	宜野湾市	石垣市	浦添市	糸満市	沖縄市	うるま市	南城市	金武町	伊江村	北中城村	西原町	南風原町	渡嘉敷村	伊是名村			

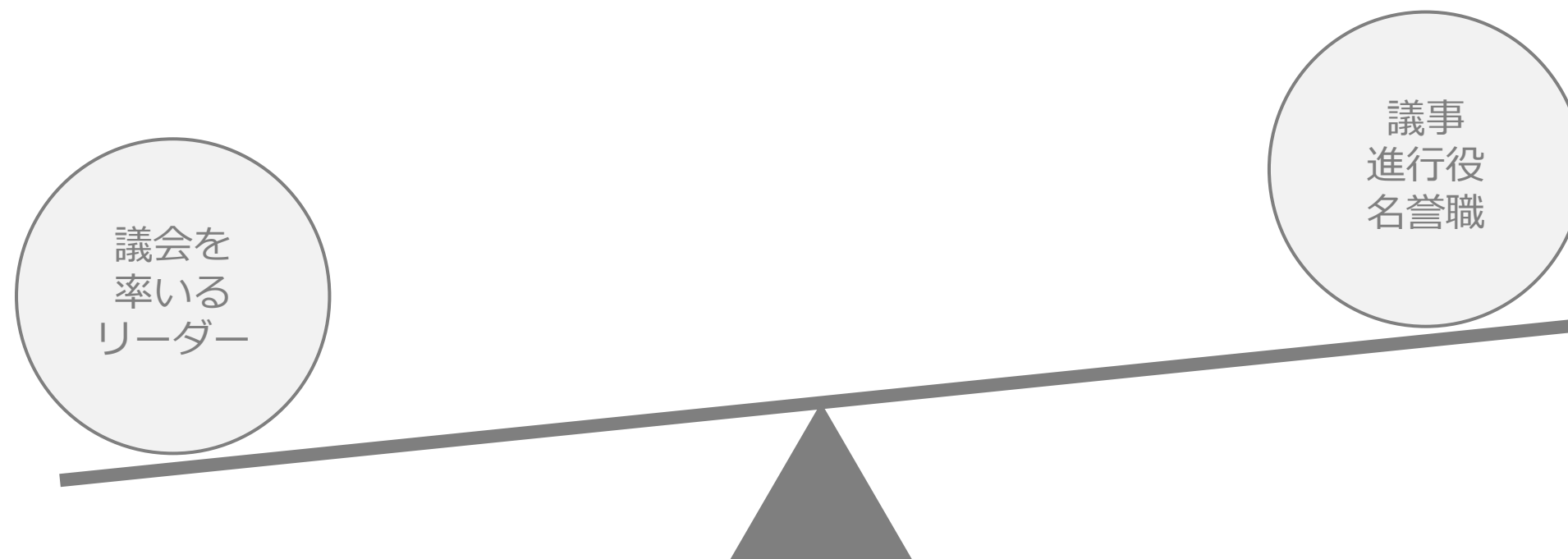
4. 考察

北海道・東北では「議長は4年間務める」という文化が根付いている？

北海道は、北海道議会を含め、市町村のほぼ全域にわたって4年任期の議会が広がっている。
青森県、岩手県、宮城県も多くの市町村が4年任期を採用している。
これは「**地域としての議会文化**」が形成されている可能性があると考えられる。

議長を「公平な議事進行役」「名誉職」と考えるのか「議会を率いる代表・リーダー」と考えるのか？

北海道や東北では後者の考え方が根付いているのではないか？
そういう認識が根付いているのであれば、長期任期になることは自然であると考えられる。



議長選挙の透明性との相関

『議長選挙のあり方について』の分析でも示したように『議長選挙をきちんと実施している地域』も、北海道・東北地域の自治体が比較的多かった。

- ①議長選挙を公開
- ②所信表明を行い
- ③投票を行う
- ④4年間責任を持つ

→
という一連の流れが形成

議長を選ぶ = 議長に任せる

※1年や2年で議長が交代する前提であれば、議長選挙自体も「順番」になりやすい。

5. 調査概要 & 連絡先

調査結果（概要）

● 調査概要

- 1 調査実施期間：2026年1月5日（月）から2026年3月31日（火）まで
- 2 調査対象期間：2025年1月1日～2025年12月31日 ※2025年中の取り組み
- 3 調査対象：47都道府県議会、815市区議会、926町村議会 全1788議会
- 4 回答率：76.7%（1372/1788議会）
〔内訳：都道府県100% / 市93.7%（政令市100%/中核市98.4%/一般市93.1%） / 特別区100% / 町63.7%/村47.5%〕
- 5 調査目的：
(1)全国の議会改革がどのような状況・傾向にあるか、確認する指標として活用する。
(2)議会自身が改革度を数値で把握することで自己評価や改善をし善い政治を競う「善政競争」を促す。
- 6 調査の観点：地域経営の観点から議会が果たすべき役割として3つの柱で数値化し、ランキング化した。
(1)政策力の強化（新しい技術も活用しながら、政策形成・政策提言を議会として行う）
(2)主権者の参画（主権者である住民の意見を政策に反映させる仕組みの構築と実践）
(3)議会機能の強化（二代表制の一翼を担う機関として、事務局を含めた議会全体の機能の強化）

7 調査ポイント：

調査を開始した2010年の頃は『議会がどのような活動を行っているのか』を重点としていたため、様々な活動をしている（チェックがたくさんつく）議会が高得点となり、ランキングでも上位になった。その後、「議会が活動しても、それが地域の課題を解決したり、地域の未来を創造することにつながっていなければ議会は本来の役割を果たしたとは言えないのではないか」という観点に立ち、「地域経営に貢献する議会活動」に着目するようになり、毎年配点区分の修正を行ってきた。今回調査では、地域の特性を踏まえた上で、議会が「縮小」や「廃止」など、ビルドアンドスクラップの提言を行うこと、マニフェストや戦略・計画に基づいた議会活動を実施すること、検証・評価の仕組みを整え、住民に公表していること、議会内部の改革に留まらず、幅広い人材・組織と連携していること、生成AIの活用などに配点の力点を置いた。

文書責任者 & 連絡先 : 中村 健 (早稲田大学デモクラシー創造研究所 地域経営部会長)
mani@maniken.jp